

平成28年5月6日開催

高崎市第22回農業委員会

農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○部会長(今井 隆) ただいまから第22回農業委員会農地部会を開催いたします。

今日は、全員出席とのことです。

まず始めに、議事録署名委員の指名及び書記の任命について、議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、1番、須藤勝彦委員並びに11番、石井多加志委員の両名を指名いたします。

なお、書記の任命については、事務局、曾我主査を任命いたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず始めに、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

1番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は露天資材置場でございます。取消の理由は、契約内容に変更が生じたためとのことでございます。関連案件として、5条許可申請が提出されております。

2番 当初許可は第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は太陽光発電施設設置用地でございます。取消の理由は、契約内容を賃貸借による許可で受けたが、売買による所有権の移転を望むためとのことでございます。関連案件として、5条許可申請が提出されております。

以上、農地法関係許可取消願につきましては2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 ただいま事務局より2件の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けいたします。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、承認することにいたします。

次に、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 取下。

2番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、計画内容が折り合わず、住宅建築の計画が頓挫したためとのこととでございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は自動車修理工場でございます。関連案件として5条許可申請が提出されております。

3番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございまして、住宅を建築する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は建売分譲用地でございます。関連案件として5条許可申請が提出されております。

4番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は遺贈、転用目的は一般住宅でございまして、住宅を建築する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は建売分譲用地でございます。関連案件として5条許可申請が提出されております。

5番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございまして、住宅を建築する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は庭用地でございます。関連案件として5条許可申請が提出されております。

6番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は遺贈、転用目的は一般住宅でございまして、住宅を建築する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。関連案件として5条許可申請が提出されております。

7番 当初許可は農地法第4条許可、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、太陽光パネルの設置計画が変更となったためとのこととでございます。関連案件として4条許可申請が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては、取下1件を除く6件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○部会長 ただいま事務局より説明がございまして、1番が取り下げということですので。あと2番から7番まで補足が大分入りまして、説明が長くなりましたけれども、これより審議に入ります。

それでは、質疑をお受けします。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 異議がなければ承認することにいたします。

それでは、次、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 1番 契約内容は売買、申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請です。
 - 2番 契約内容は売買、自作地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請です。
 - 3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請です。
 - 4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請です。
 - 5番 契約内容は贈与、夫から申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請です。
 - 6番 契約内容は贈与、夫から申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請です。
 - 7番 取下。
 - 8番 契約内容は売買、申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請です。
 - 9番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請です。
 - 10番 契約内容は売買、経営するグループホームの方とともに申請地を耕作したいという申請です。
 - 11番 契約内容は売買、自宅隣地の農地を買い受けて効率的に耕作したいという申請です。
 - 12番 契約内容は贈与、申請地を譲り受けることにより自覚と責任を持ち、引き続き耕作していきたいという申請です。
 - 13番 契約内容は賃貸借、所有者が耕作できなくなった農地を活用し、農業経営の規模拡大を図りたいという申請です。
 - 14番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請です。
 - 15番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請です。
 - 16番 契約内容は売買、自作地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請です。
 - 17番 契約内容は売買、申請地を買い受けて農業経営を拡大したいという申請です。
 - 18番 契約内容は贈与、夫から申請地を譲り受け引き続き耕作したいという申請です。
 - 19番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請です。
 - 20番 契約内容は売買、園芸療法によるリハビリ及び自立支援を図るための作業農地として申請地を買い受け、この作業療法を一層進めていきたいという申請です。
 - 21番 契約内容は賃貸借、所有者が耕作できなくなった農地を活用し、農業経営の規模拡大を図りたいという申請です。
 - 22番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請です。
 - 23番 契約内容は賃貸借、事業多角化のため農業に参入し営農型発電に取り組みたいという申請です。
- 以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げ1件を除く22件でございまして、このうち17番

を除く21件につきましては、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しない、または
ただし書きに該当するため許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろ
しくお願いいたします。

○部会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。

17番については、保留でよろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 それでは17番を保留とし、それ以外の案件について質疑をお受けします。

どうぞ。

○9番加藤委員 12番の地目が山林ということで、耕作を確認したということなのですが、これは地目の変更とかそ
ういのは求めないのですか。

○部会長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 以前にも何件かあると思うのですけれども、山林という地目にはなっているのですけれども、農家台帳上
の農地ということで、今回山林のまま3条申請をということで事務局のほうからお願いしたという形になっております。

○9番加藤委員 では、農家台帳上は農地なのですか。

○事務局 はい。農家台帳上は農地でございまして、この方の経営農地のほうに農地として含まれております。

○9番加藤委員 そうすると、農地と山林では税金等も変わってくるのですよね。だけれども、農地で確認してもらわ
ないと、やっぱり。農家台帳は農地で、地目が山林というのはいかがなものかと。どこかで整理しないといけないの
はないかと思えますけれども。

○依田会長 こういう事例は結構あるのかね、まずね。時々出てくるよね。こういう案件というのは。

○9番加藤委員 農地を山林にするとか、そういうのはわからなくもないのですけれども、だけれども、これだけ広い面積
で山林と書いてあって。

○依田会長 だから、許認可なんかは、全部農地扱いで許認可申請を出してくるだろうから。

○19番青柳委員 そうすると山林というのは、本来はないわけ。

○依田会長 山林は、もう農地法から外れてしまうから。

○9番加藤委員 だから先ほど事務局が言ったように、耕作して農地として見られるということで、我々の審議にかけ
たのだろうね。

○部会長 では。

○事務局 先ほど加藤委員が言ったような、昔、山林をみずから開拓して農地にして、多分本人の申し出がこち
らにあって、それで農家台帳に農地として載せているというケースは多々あると思うのです。地目変更については、
これは法務局のほうなので農業委員会でそこまでは言っていないのですが、本来、現況に合わせるというのが登
記法上は好ましいのかなとは思いますが、けれども、農業委員会ではそこまでは見ていないというか、見られていない
のです。例えば、農地を農地以外に転用した場合は、地目変更登記というのをしてもらわないと、その後、例えば

代が変わったり、また誰かに譲ったときに登記が変わっていないと、また、法務局のほうで農業委員会の何か証明を出してくださいとかという面倒なことになるので、本来は現況どおりに合わせてもらうというのが大事になると思います。

税金につきましては、恐らくこういう場合は農地として課税されると思います。

以上です。

○9番加藤委員 何となく、農業委員会にかけるのだったら、やっぱり農地のほうがいい。基本的な考え方をもちたいと思っていますけれども。

○依田会長 3年一遍の航空写真のあの調査で、みんな固定資産税はしっかりと畑になってしまっているのだと思う。

○部会長 では、局長。

○事務局長 農業委員会の許可が必要かどうかというのは、農地法は現況主義なので現況が農地であれば農地法の許可を得るとというのが原則なのですが、ただ、例えば逆に言ってへ理屈で違反転用しているという現況は農地ではないから、許可要らないさというふうなことを言う人もいますのですけれども、それは違反転用ですので、それは是正のために許可をとっていただくというのが原則だと思います。

以上です。

○部会長 はい。いい。

○9番加藤委員 いいです。もうこれ以上言ってもあれですし。

○部会長 そうすれば、1番は、さっき説明あったけれども、稲刈りが終わったら必ず返却すると。

○事務局 はい。

○部会長 そうのことだね、1番はね。

○8番瀧野委員 会長、いいですか。

○部会長 はい。お願いします。

○8番瀧野委員 8番、瀧野ですけれども、16番の件ですけれども、事前協議のときに地元の委員さんから、かなりしつこく質問があったかと思うのですけれども、受理せざるを得ない、許可せざるを得ないとは思っているのですけれども、申請前に何らかの違反転用がいっぱいあったということなので、念押しの申し入れというか、示達というか、そういうことはどのように考えているのでしょうか。

○部会長 先日の事前協議のときに、地元の委員さんから、申請人に違反転用があったことからいろいろ質問がありましたけれども。

では、お願いします。

○事務局 地元委員さんはいろいろご承知かと思うのですが、今回につきましては、書類と申請内容を見てみましたら受けざるを得ないということがあります。あと、今回につきましては、まず自作地を資材置き場という形で使っておりまして、そこを1回復旧していただきまして、現地を確認したのです。それでもやはり農地としては完全に復元されておりましたので、再度こちらのほうから現状ではまだちょっと復元が足りませんという形で2回にわたりまして復元

のほうをお願いしました。それで、少し農地として見られるようになってきましたので、この方が復旧を2回したということ
を今回は私どもも見まして、そこを今後絶対に農地として利用していただくというのを前提に今回の3条を受けたとい
うことでございます。

○8番瀧野委員 それは、あれですか。口頭指示というか、口頭の指導というか、そういうレベルですか。

○事務局 そうですね。今のところだと、違反転用の是正の意思がまだ見られるということでしたので、口頭で2度
ほどお願いしたという形になります。

○8番瀧野委員 わかりました。

○部会長 今の事務局の説明で、この場で判断するわけですけれども、確実に、完全に。

○8番瀧野委員 そういうふうに願うだけです。

○部会長 そうですよ。

○依田会長 前回の事前の協議の中で、次回また同じような事態になったら、次回からは受け付けませんよというの
も申し伝えなさいという決定事項があったから、それも言ってください。

○事務局 はい。

○依田会長 ということでいかがでしょう。

○8番瀧野委員 はい。

○部会長 そういうことでいろいろ質問が出ましたけれども、ほかにどうでしょうか。

ほかにございますか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を
求めます。

なお、ナンバー1については、事前調査案件です。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置し売電したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽
光発電設備設置用地の申請でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりましたので、これより第1班、調査班長の瀧野委員さんから報告をお願いします。

○8番瀧野委員 農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報

告いたします。なお、当日は申請人の出席でした。

質問1 太陽光パネルの遮光率は30%であり、日当たりがよいように思いますが、なぜフキノウを選ばれたのですか。

回答 現地は日当たりがよく、他の作物も育つと思われそうですが、半日陰になることも多く、また高齢であっても収穫可能なフキノウが自分には適していると考え、フキノウを選びました。

質問2 資料の農作業期間を見ると、1年目は土づくりに費やすとのことですが、営農計画書に1年目の単収見込みが40キロとあります。これはいつの単収見込みになりますか。

回答 40キロの単収見込みは3年目にある1回目の収穫のときの単収見込みになります。

質問3 フキノウの品種は何を選びましたか。

回答 水フキノウになります。春イブキノウについても検討しましたが、地元には春イブキノウを入手する組合がなく、水フキノウは露地栽培に強いので選びました。

質問4 一時転用の申請期間は3年となりますので、2回目の収穫時に平均単収の8割以上を収穫されないと、次の一時転用は許可されません。そのことを忘れずに耕作に励んでいただきたい。

回答 はい。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

どうぞ。

○9番加藤委員 9番、加藤ですが、これは平成26年度に許可してはいますが、その前の許可した部分でもやっぱりフキノウをやっているのです。その作物がどのような現状なのか、状況を教えてください。

○部会長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 平成26年のときも全く同じフキノウということでございまして、ことし3月のときに言われた作付を完了したという形でございます。

○9番加藤委員 ちゃんと、では作付が全部終わって。

○事務局 はい。その当初のところにつきましては、フキノウが全て植えてありまして、現地のほうも確認いたしました。

○9番加藤委員 営農しているという現状確認できたということ。

○事務局 そうですね。ももとの当初の計画からは少し遅れているというところではございましたが、現地はその作付がしっかり確認できましたので、現状とすると営農が行われているというふうに見えるような場所となっております。

○9番加藤委員 はい、結構です。

○部会長 これは、最後の3年目であれか、40キロか。では、継続する時点ではその平均単収までいっただろうという話だったっけ。

○事務局 そうでございます。

○依田会長 3年と言っているも植え付けが2年目からだからね。それで3年と。3年目に初めて収穫をするということだから。

○部会長 3年目でも結果が出なくも継続はやむ得ないという、これはそういう話か。

○事務局 一応3年目で1回目の収穫というような形になるのですけれども、その許可の期間からいきますと、4年目の2回目の作付までは営農が確認できると思いますので、そちらのほうも見ていただいて、今後の一時転用につきましては協議していただければと思います。

○部会長 一生懸命やる気があればね、よろしいことで。

ほかに皆さんございますか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、ナンバー1については異議ないということで、許可相当とすることにいたします。

続きまして、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

3番 取下。

4番 取下。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括審議案件につきましては、取下2件を除く1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 ただいま事務局、説明がありましたけれども、3番、4番取り下げということでよろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○部会長 それでは、2番に対して、皆さんの質疑をお受けします。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー5については、事前調査案件です。

それでは、事務局、まず初めにナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

1番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり、申請地を買い受けて建売分譲住宅として販売したいという申請でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長から報告をお願いします。

○8番瀧野委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告します。なお、当日は譲り受け法人の代表1名、代理人1名の出席でした。

質問1 盛り土を行いますか。

回答 はい、行います。開発指導課の事前協議も受けており、残土条例についても届け出を提出いたします。

質問2 申請地内にある防火水槽については、どうされますか。

回答 防火水槽については、撤去し、消火栓を新設します。

質問3 申請地内の水路については、どうされますか。

回答 既存の水路については、雨水排水のための側溝として復元いたします。復元させた側溝と左側の新設の側溝には10メートルおきにグレーチングを設ける予定です。また、入り口付近の横断側溝について、グレーチングを設ける予定です。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次に、ナンバー2及びナンバー3については、関連する案件でございますので一括して審議させていただきます。

それでは、事務局ナンバー2及びナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

2番及び3番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置したいという申請でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局よりナンバー2及びナンバー3の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

- 8番瀧野委員 農地法第5条許可、申請審議ナンバー2、3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は太陽光発電設備のもとで営農をする農地保有適格法人の担当者と太陽光発電設備を設置する法人の担当者の計2名の出席でした。

質問1 営農型太陽光設備の下部の作物としてフキでの申請を多くされてきましたが、おとし、昨年に許可を受け、作付したものの状態はいかがですか。また、当初計画に対してどのくらいの収量になっていますか。

回答 一番初めに許可を受けた圃場のフキの生育が順調でして、規格でいうMからL(50～60センチ)サイズものが収穫できています。収量ですが、当初計画に対して2年目で約50%となっています。次回の許可更新時までには当初計画の100%を確保できる見込みで考えています。

質問2 今年度中に許可を更新する圃場も出てくるのですよね。

回答 箕郷町矢原のフキ栽培の圃場が今年で3年目となりますので、年度内に更新の許可申請をする予定でいます。

質問3 雑草の管理はいかがですか。フキも何年かすると雑草に負けてしまうという話も聞きますが、大丈夫ですか。

回答 3年目、2年目を迎える圃場についても、フキのほうが生育している状態を保っています。

質問4 フキの生産量としてかなり大量になるかと思いますが、この収量に見合った需要はあるのですか。また、何か加工品としての販売も検討しているのですか。

回答 現在は、生での販売のみですが、加工品の検討もしていきたいと思います。また、東京への販売ルートもございまして、そちらでの需要も見込んでおります。

以上のような質疑応答がありました。

- 部会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けいたします。

どうぞ。

- 4番小野関委員 4番小野関ですけれども、営農計画書を見ると作付面積が大分違うのに全部全く同じ収量で出ていますよね。これは。

- 部会長 お願いします。

- 事務局 こちらは、ちょっとこちらのほう訂正をさせていただいていないのですが、経営指針に書いてあるとおり、10アール当たりという形で同じものがついておりまして、今後は申請地に合った数値を出していただきたいとお願いしておりますので、ちょっと今回についてはこの10アール当たりの収量という形でご了承いただきたいと思います。

- 4番小野関委員 わかりました。

- 部会長 どうぞ。

- 9番加藤委員 なお書きの3行目なのですが、農地保有適格法人というのができたというけれども、これは

譲受法人のことを言っているわけですね。これは前からこういう言い方しましたか。いつから。済みません、説明お願いします。

○部会長 はい。

○事務局 それについては、平成28年の4月1日に農地法の改正に伴いまして、農業生産法人の名称が変わりまして、農地所有適格法人という名称になります。この法人の要件につきましても、前回ちょっとお話しさせていただいたのですが、若干内容が緩和されておりますので、そういったところも変更となっております。

以上でございます。

○4番小野関委員 こういう、法人というのは県からも幾つか認定されたということでもいいわけですね。

○部会長 はい。

○事務局 今までも農業生産法人という表記があったものが、単純に名称が変更になっておりますので。

○4番小野関委員 前回から。

○事務局 そうですね。前回、4月1日以降……

○依田会長 呼称が変わったというだけのこと。

○4番小野関委員 わかりました。

○部会長 今回の営農計画書、毎回そうなのだけれども、新規従業員6名雇用しなんて数字が出たけれども、毎回こんなにあれなのかね。これは臨時雇用ではないよね。

○事務局 一応、毎回表記があるのですけれども、大体譲受法人のほうで20人くらい増やすという形で計画があるみたいです。実際に私も先月ですか、訪問したところ新規で何人か職員の方が、女性の方とかも増えまして、10人くらい入りましたというふうには伺っております。実際、私もちょっと農場を見てきまして、その際、新しく入った方も確認しておりますので、雇用については徐々にしていく形は確認しております。

○部会長 はい。

ほかにございますか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、ナンバー2及びナンバー3については、許可相当とすることにいたします。

次に、事務局、ナンバー4の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

4番 契約内容は売買、申請地を買い受け大規模太陽光発電設備の調整池としたいという申請でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりましたので、これより調査班長より報告をお願いします。

○8番瀧野委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は施工業者1名、代理人1名の計2名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、太陽光発電の事業地が崩れてきておりますが、本申請の調査池はその対策のためですか。

回答 事業地が崩れていることは関係はございません。流量計算した結果、雨水の対策が必要となりましたので申請いたしました。

質問2 U字溝は既設のものですか。

回答 もともとU字溝はありましたが、修繕が必要であったため、榛名支所建設課と相談し、自費修繕工事を行いました。また、その際、道についても同様に修繕を行っております。

質問3 現地の土質ですと堤防が崩れるおそれがあり、南側農地に水が流れてしまう可能性があるかと思いません。対策を考えていますか。

回答 申請地には、防水シートを敷く計画でございます。土質については、調査不足だったためもう一度確認し、開発指導課の指導に従って施工したいと思います。

質問4 現地は、事前着工してしまったのですか。

回答 はい。一部工事に着手してしまいました。

事務局 現状、事前着工ですので、これ以上工事を進めないようにしてください。何か事前着工しなければならぬ理由があったのですか。

回答 はい。事前着工については、地域住民からU字溝及び道路の修繕を早急に行ってほしいという話があり、そちらの工事の際にしまいました。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

はい。

○15番吉田委員 吉田です。済みません、地番の5874、これは図面が1,388平米になっているのですけれども、こちらの申請書が2,883平米になっているのですけれども。

○部会長 地番の5874。

○15番吉田委員 公図が違ってますかね。

○部会長 説明、お願いします。

○事務局 公図のほうなのですけれども、幾つか他にも違うところがございます、まずその5874も議案書のほうが正しいものになります。また、申請地は関係ないのですけれども、5877の山林につきましても、530平米とございますが、これは、9,443平米となっております。こちら図面の間違いとなっております。

○15番吉田委員 図がね。

○部会長 これは、始末書というのは、事前着工、工事を許可前にしたその件の始末書ですか。

○事務局 はい。事前着工についての始末書です。

○部会長 ほかにございますか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

次、事務局、ナンバー5の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

5番 契約内容は賃貸借、事業多角化のため農業に参入し営農型発電に取り組みたいという申請でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。それでは、調査班長、最後の報告になりますけれども、お願いします。

○8番瀧野委員 では、最後の報告をします。農地法第5条許可申請審議ナンバー5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲り受け法人の社員2名の出席でした。

質問1 収穫した作物の販売先については確保できていますか。

回答 はい。社会福祉法人に販売するという事で話が進んでいます。現時点ですと、収穫したものはほとんどそちらに出荷する計画です。

質問2 なぜフキで営農を始めようと思ったのですか。

回答 他法人が成功している作物ですし、農林大学校で学んだことから営農型発電下部での作物はフキが一番適していると思いました。

質問3 営農計画書記載の農業従事者の人数で、人手は足りませんか。包装等を考えると人数が少ないかと思いますが。

回答 既に大口の出荷先が決まっており、その取り引きでは包装はせず、箱に詰めて出荷先に送るため、問題ないと思います。

質問4 申請地は傾斜地ですが、土砂の流出は心配ありませんか。

回答 現地は何回か訪れていますが、雨が降った後でも特に流出はしていませんし、周辺住民の方からも問題はないと伺っています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けします。

何かご質問ございますか。

- 全員 なし。
- 部会長 よろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 部会長 それでは、異議がなければ許可相当とすることにいたします。

それでは、これより一括審議に移ります。今回は案件が多いため、ナンバー6からナンバー38までの南部地区案件を前半、それでナンバー39からナンバー63までの北部地区案件を後半として2回に分けて審議をいたします。

それでは、事務局ナンバー6からナンバー38までの説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

6番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請です。

7番 契約内容は売買、駐車場が不足しているため、自宅に隣接する申請地を買い受けて使用したいという宅地の敷地拡張の申請です。

8番 契約内容は賃貸借、公共事業のための仮設道路として申請地を使用したいという工事用仮設道路の申請です。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく条件にあった申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

13番 契約内容は売買、市営住宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

15番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

17番 契約内容は使用貸借、父と同居しているが、自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

18番 契約内容は売買、断熱工事業を営んでおり事業用の駐車場が不足しているため、自社近くの申請地を買い受けて役員をしている会社で使用したいという貸露天駐車場の申請です。

19番 契約内容は使用貸借、自宅を建て直した際、敷地の一部が農地法の許可を得ていなかったため是正したいという宅地の敷地拡張の申請です。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

23番 契約内容は売買、住まいが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

なお、23番と24番につきましては、書類不備のため保留としていただきたいと考えます。

25番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

26番 契約内容は売買、住まいが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

28番 取下。

29番 契約内容は売買、自動車修理業を営んでおり、申請地を買い受けて工場を建築したいという工場用地の申請です。

30番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが独立したく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

31番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり、申請地を買い受けて建売分譲住宅として販売したいという建売分譲住宅の申請です。

32番 契約内容は売買、隣地に居住しているが手狭であり、申請地を宅地として取得したいという宅地の敷地拡張の申請です。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭であり、交通の便が良い申請地に住宅を建築したいとい

う一般住宅の申請です。

34番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭であり、実家の近くで交通の便が良い申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

35番 契約内容は賃貸借、学術的な埋蔵文化財試掘調査を行うにあたり調査用地として使用したいという埋蔵文化財試掘調査用地の申請です。

36番 契約内容は使用貸借、自宅の建て替えに伴い地目を調査したところ、畑であったため是正したいという一般住宅の申請です。

37番 契約内容は売買、建設業を営んでおり、申請地を建売分譲住宅用地として取得したいという建売分譲住宅の申請です。

38番 契約内容は売買、建設業を営んでおり、会社隣地にある申請地を資材置場として取得したいという露天資材置場の申請です。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、南部地区の一括審議案件につきましては、取下1件を除く32件でございます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○部会長 ただいま事務局の説明が終わりました。ナンバー6からナンバー38までとりあえず説明をしていただきました。ちょっと整理しておく。28番が取り下げだったっけ。そうですね。ナンバー23と24が保留ということでよろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 では、それ以外の案件について審議をいたします。

それでは、まず始めにナンバー35。これが3,000平米以上なので、これは許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、それ以外の案件について、審議いたします。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次、ナンバー39からナンバー63を事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

39番 契約内容は使用貸借、申請地隣地に居住しており父より申請地を借り受けて庭用地としたいという庭用地の申請です。

40番 契約内容は使用貸借、妻より申請地を借り受けて花火加工施設のための通路として利用したいという通路用地の申請です。

41番 契約内容は使用貸借、父より申請地を借り受け太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

42番 契約内容は売買、申請地の隣地を資材置場として利用しているが出入り口が狭いため、申請地を買い受けて一体利用したいという露天資材置場の申請です。

43番 契約内容は賃貸借、申請地近隣の事業所の建て替え工事を請け負ったため申請地を借り受けて仮設の事業用車両駐車場としたいという露天駐車場の申請です。

44番 契約内容は売買、実家暮らしをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

45番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

48番 契約内容は売買、きのこ栽培ハウスとして申請地で営農してきたが、土地を買い受けて引き続き営農したいという農業用施設用地の申請です。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供も産まれ手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供も産まれ手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

51番 契約内容は賃貸借、土建業を営んでいるが資材置場が手狭になってしまったため申請地を借り受けて利用したいという露天資材置場の申請です。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

53番 契約内容は売買、両親と同居しているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

54番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

55番 契約内容は使用貸借、義父より申請地を借り受け住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

56番 契約内容は売買、申請地を買い受け義父から借り受ける申請地と一体で利用したいという一般住宅の申請です。

57番 契約内容は売買、申請地を買い受け太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

58番 契約内容は使用貸借、父より申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

59番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受け黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請です。

60番 契約内容は売買、業務拡大のため申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

61番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

なお、本件につきましては、書類不備のため保留としていただきたいと考えます。

62番 契約内容は使用貸借、義兄より申請地を借り受け太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

63番 契約内容は贈与、庭として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請です。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、北部地区の一括審議案件につきましては、25件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○部会長 ただいま事務局よりナンバー39からナンバー63までの説明がございました。そのうち61番を保留ということで、よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、61番を保留とし、その他の案件につきまして皆さんより質疑をお受けいたします。

○全員 なし。

○部会長 異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次に、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

1番 納税猶予を受けようとする農地は計1万590平米、被相続人との続柄は長男でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願につきましては、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんが現地確認したということで間違いのないと思いますけれども、審議に入ります。

質疑をお受けします。

- 全員 なし。
- 部会長 異議がなければ適格として証明してよいか伺います。
- 全員 異議なし。
- 部会長 それでは、適格として証明することにいたします。

次は、最後です。議案第7号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

農地法関係競売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、本案件については、中澤委員に係る案件でございます。農業委員会等に関する法律第24条において、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとありますので、中澤委員の一時ご退出をお願いしたいと思います。

(7番中澤委員 退席)

- 部会長 よろしいでしょうか。
- それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について

1番 取得後の目的は耕作のためでございます。農地法第3条許可を前提とする買受適格証明でございます。

以上、農地法関係競売農地の買受適格証明願につきましては、1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 部会長 事務局の説明が終わりました。
- それでは、これより審議に入ります。
- 質疑をお受けします。

- 全員 なし。
- 部会長 よろしいでしょうか。
- いいですか。

- 全員 異議なし。
- 部会長 それでは、適格として証明することにいたします。
- それでは、中澤委員さん、入室をお願いします。

(7番中澤委員 着席)

- 部会長 これで全て議案のほうは終了いたしました。
- それでは、これより報告事項に入ります。
- 第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について、8件。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について、47件。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、15件。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について、55件。

(順序に従い、詳細に説明する)

○部会長 報告事項が終わりました。

それでは、事務局からそのほかに何かございましたら。

○事務局 特にございません。

◎閉会の宣告

○部会長 それでは、以上をもちまして第22回農地部会を終了といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時30分 閉会